

## 伊豆地域市民活動ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、「伊豆地域市民活動ネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、伊豆地域のNPOなど市民活動関係者間の交流・情報交換、活動のPR、協働の機会の創出等を行うことにより、伊豆地域の市民活動の活性化を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 交流会・活動発表会の開催
- (2) 研修会・セミナーの開催
- (3) SNS等による市民活動の情報の発信
- (4) その他ネットワークの目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 ネットワークは、第2条の目的に賛同し、伊豆地域の課題解決に向けて取り組んでいる団体、組織、個人を会員として構成する。

2 次の各号のいずれかに該当する者の入会は認めない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行う者
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動を行う者
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行う者
- (4) 暴力団員又は構成員に暴力団員が含まれる団体
- (5) その他、ネットワークの目的に反する活動を行う者

(入会)

第5条 ネットワークに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出するものとする。

(退会)

第6条 会員は、別に定める退会届を事務局に提出することにより任意にネットワークを退会することができる。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員が個人の場合は、その個人が死亡したとき
- (2) 会員が組織・団体等の場合は、その組織が解散又は消滅したとき

(変更の届出)

第7条 会員は、名称、所在地、連絡先等に変更が生じたときは事務局に届け出なければならない。

(禁止行為)

第8条 会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 第三者に損害又は不利益を与える行為

- (3) 第三者を誹謗中傷する行為
- (4) ネットワークを利用した営利行為
- (5) ネットワークに損害又は不利益を与える行為
- (6) その他、法令に違反又は違反する恐れがある行為

(取消)

第9条 ネットワークは、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、会員の登録を取り消し、事務局が別に定める方法により会員に通知するものとする。

- (1) 会員がこの規約に違反し、事務局からの指示に従わないとき
- (2) 会員によるネットワークの名誉を毀損又は信用を失墜させる行為があったとき

(事務局)

第10条 ネットワークの事務局は、ふじのくに東部NPO活動支援センターに置く。

(幹事団体)

第11条 事務局は、第4条の会員の中からネットワークの中心となる者（以下「推進協力団体」という。）を決定し、連携・協力してネットワークを運営するものとする。

(規約の改正)

第12条 事務局は、必要に応じて、推進協力団体と協議の上、本規約の改正を行うことができる。

(細則)

第13条 本規約において定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年8月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。